

令和7年10月

お客様各位

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について (振り込め詐欺防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府安全なまちづくり条例の改正に伴い、令和7年10月1日より70歳以上を対象としてATMでの振込上限額が設定されることとなりました。

当組合では、平成29年11月10日より、下記のとおり**キャッシュカードの振込機能の利用限度額を一部制限させていただいております。**

大変ご不便をおかけいたしておりますが、お客様の大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となっておりますので、何卒、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 対応の内容

次のお客様で下記①および②に該当した口座がキャッシュカードによるATMでの振込限度額を1,000円とさせていただきます。

① 満70歳以上のお客様のキャッシュカード保有口座

② ATMで過去1年以上、キャッシュカードによるATM振込をされていない口座（毎月の月末基準日時点）

※1日あたり振込上限額を1千円へ変更する処理は、毎月10日（祝祭日の場合は翌営業日）に行います。

2. 上記のお客様がキャッシュカードによる振込を希望される場合

平日の営業時間内に当組合窓口へご本人確認書類、通帳、キャッシュカード、お届け印をご持参のうえ、お申し付けください。振込ができるように変更させていただきます。

1日あたり振込上限額を1千円から200万円の範囲内で変更することができます。但し、手続き後であっても毎月の月末基準日時点で、過去1年以内にATM振込のご利用がなかった場合にはあらためて手続きが必要となります。

3. キャッシュカードによる『お預入れ』や『お引出し』は従来どおり可能です。

以上